

令和5年度第3回台東区障害者福祉施策推進協議会 議事録

開催日時	令和5年11月8日（水曜日） 18:30～20:00	
開催場所	台東区役所 10階 1001会議室	
出席者	委員	赤塚委員長、小川副委員長、桑原委員、川又委員、中富委員、高橋委員、伊藤（恵）委員、中村委員、飯塚委員、勝呂委員、折山委員、中基委員、山下委員、野坂委員、伊藤（玲）委員、河井委員、石野委員、山口委員、鈴木委員、前田委員、高木委員、佐々木委員
	その他	[障害福祉課] 庶務担当係長2名、総合相談担当係長、給付担当係長 [松が谷福祉会館] 障害者デイサービス担当係長、こども療育担当係長2名、社会参加援助担当係長、自立支援担当係長
	事務局	[障害福祉課] 障害福祉課長、庶務担当係長、職員2名 [松が谷福祉会館] 松が谷福祉会館長 [保健予防課] 精神保健担当係長2名
欠席者	城所委員、阪本委員、長澤委員、長岡委員、障害福祉課総合相談担当係長、松が谷福祉会館庶務担当係長、保健予防課長	
傍聴	なし	
議題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）第7期台東区障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）について</p> <p>①第2回推進協議会以降に開催された「当事者検討チーム」及び「地域自立支援協議会」からの意見等の要約について</p> <p>②第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について</p> <p>（2）その他</p> <p>3 閉会</p>	
配布資料	資料1	第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について
	資料1別紙1	第7期台東区障害福祉計画の体系図
	資料1別紙2	第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）
	追加資料	第2回推進協議会以降に開催された「当事者検討チーム」及び「地域自立支援協議会」からの意見等の要約について

— 議 事 内 容 —

(1) 第7期台東区障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）について

① 第2回推進協議会以降に開催された「当事者検討チーム」及び「地域自立支援協議会」からの意見等の要約について ……追加資料

② 第7期台東区障害福祉計画中間のまとめ（案）について ……資料1・別紙1・2

委員 ピアカウンセリングの実績がほとんどない理由は何か。要因があれば教えてほしい。

また、昨日、生涯学習センターで行われた講演会に参加したが、当事者の状況が考慮されておらず、避難を援助する方が近くにいることが前提であるように聞こえた。当事者の目線が抜けているのではないか。

委員長 まずはピアカウンセリングの実績についてお答えいただきたい。

松が谷福祉会館 現在、予約制で視覚、聴覚障害者や肢体不自由者を対象としたピアカウンセリングを実施している。相談支援に計画相談支援が加わったことでピアカウンセリングが減少傾向になったと認識している。また、新型コロナウイルス感染症の流行により利用を控えたことも要因に考えられる。今年度は1件の実施があった。

委員 広報がうまくいっていないのではないか。ピアカウンセリングの制度があまり認知されていないように感じる。ただ実施しているだけなのではないか。

松が谷福祉会館 今年度はホームページや広報にも掲載し、周知活動を行った。

保健予防課 精神障害者のピアカウンセリングは、「地域生活支援センターあさがお」で実施してきた。平成17年から平成28年まで個別でも対応していたが、ピアカウンセラーが退職したことで、平成25年から令和2年5月までピアサポートミーティングを実施してきた。精神障害者自身が運営し、グループのピアカウンセリングを行っていたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中断されたため、0件と記載した。今年度からは再開に向け準備を進めている。

委員 理解した。

委員長 資料1別紙2では、ピアカウンセリングは77ページに記載されている。新型コロナウイルス感染症により中断していたが、現在は再開に向け準備を進めているということである。ピアカウンセリングの充実を求めるということでよろしいか。

委員	そのとおりである。ピアカウンセリングは窓口であると認識している。
委員長	ピアカウンセリングの更なる充実を含めて考えていただきたい。
障害福祉課	<p>昨日は、台東区障害者地域自立支援協議会の専門部会であるくらしの部会の講演会であった。「地域で取り組む要配慮者対策」というタイトルであったため、タイトルのとおり要配慮者に対し地域住民はどのような支援が可能であるかといった内容であった。具体的には、地域行事等に参加し協力することで周囲からの理解を得られ、共に支え合っていくといった趣旨であり、障害者の方々も可能な範囲内で食料や必要な物の備蓄をするが、助けてもらうこともあるため協力し合うことが必要だという話であった。「地域で取り組む」というタイトルであったため、そのような趣旨の話となった。</p>
委員	<p>問題は、障害者がいつも地元にいると思われていることである。当事者が外出時に被災した場合、どのように助けるのか。地元から離れた場所にいる場合や台東区内にほかの地域の方がいた場合の想定はあるのか。そのような場合にどのように避難場所等を知らせるのか。通常は、地元から離れている方が多数ではないか。どのように考えているかお聞きしたい。</p>
委員長	<p>資料1別紙2の64ページ「No. 43 災害時における、共助の仕組みづくりの推進」、「No. 44 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の推進」と65ページ「No. 45 災害時における安否確認体制の確保」に記載されている。前回の会議においても委員からは同様のご意見があり、障害種別により対応できる環境や避難場所づくりを求めるものであった。これまで防災の議論は、災害時の体制として必要な支援ばかりが話題になっていたが、実際は当事者が災害時の周辺状況を把握するための手段がなく、当事者目線の防災対策が不十分だったのではないかと。災害時における共助の仕組み以前に、本人への情報提供に関し検討を進めてほしいという意見である。</p>
委員	外出時に被災した場合、助からないと考えている。
委員長	非常に重要な意見である。
障害福祉課	<p>資料1別紙2の64ページ「No. 42 ハザードマップ等のユニバーサルデザイン化」で、早急に区内全域に対応することが難しいが、ハザードマップのユニバーサルデザイン化と音声化を検討している。また、ICT化に関連しスマートフォン講座の実施も検討中である。スマートフォンに話かけることで地図を表示し避難所へ案内させる研究を進めている。スマートフォン講座を実施することで、個人が地域にいない場合でも近くの避難所を検索できるような仕組みづくりを考えている。</p>

委員 必ずスマートフォンという話になるが、使いこなせない方もいる。スマートフォン以外の方法で、障害の有無に関らず共通で認識できる音や光の情報発信が必要である。共通認識の情報発信方法があれば、他区や地域の方も避難することができる。検討いただきたい。

障害福祉課 各避難所に機材を設置するのは難しいが、障害者がいつも地元にいるとは限らないという点はその通りだと思うので、避難所までの誘導についてどのようなことができるか考えていく。

委員長 資料1別紙2の63ページ「No.40 避難行動要支援者に対する支援の推進」に含まれるのではないかと。計画への反映は難しいが、委員の意見を検討し、可能なことから取り組んでいく旨を分かるようにしていただきたい。

委員 忘れずに検討いただきたい。

委員 資料1別紙2の72ページ「No.58 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり」について、「区役所に地域福祉コーディネーターの配置を検討」とあるが、75ページ「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」にもコーディネーターを配置する旨の記載がある。同じコーディネーターではないという理解でよろしいか。また、「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」については、(仮称)北上野二丁目福祉施設の仕組みにも関係してくるのか。「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」は面的整備型であるが、2つのコーディネーターの違いと、「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」のコーディネーターはどこに配置され、どのような人になるのか教えてほしい。

障害福祉課 「No.58 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり」と「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」のコーディネーターは別である。「No.58 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり」のコーディネーターは、区役所内の複合的な相談に対応できる仕組みづくりのために検討している。「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」のコーディネーターは検討中であり、具体的に決まっていない。

委員長 「No.62 地域生活支援拠点の機能の充実」は、地域生活支援拠点として充実を図るために注力していくということではよろしいか。地域自立支援協議会も検証していく役割を担っている。今回はコーディネーターを配置し、拠点を構成する各機能の充実を図る旨の記載がある。地域生活支援拠点の役割を果たせるよう力を入れていくということである。重要なことである。

委員	理解した。現実的にコーディネーターの役割をどのように考えているのか。我々としては、基幹相談支援が重要だと認識している。そのような中、コーディネーターは非常に重要な立ち位置である。これまで我々ができなかった支援を可能にすることを十分に意識し設置いただきたい。
委員長	コーディネーターの位置づけや動き方も含めて、新しいものを作っていくということと理解する。
委員	資料1別紙2の118ページ「No. 127 移動支援の充実の検討」が新規となっているが、具体的にどのようなことを充実させると想定しているのかお聞きしたい。
障害福祉課	これまでの会議でご指摘いただいた就労継続支援B型事業所への通所と通常学級へ通う児童・生徒の移動について検討している状況である。
委員長	「障害者」と「障害児」と両方記載されている。「障害者」については、これまでなかった就労継続支援B型事業所への支援もできるように検討中とのことである。教育においては、通常学級では移動支援が利用できないのはおかしいというご意見を踏まえ、検討しているという理解でよろしいか。
障害福祉課	そのとおりである。
委員	コロナ禍に、成人し自立した障害者の方が来院されたことがあった。細かく説明したが、この方が（説明内容を）守っていけるのか疑問に思った。今後親から自立せざるを得ない状況になった際、一般的な医療において福祉はどのように関わっていくのか。そのような項目があれば教えていただきたい。
障害福祉課	本計画に記載されているというより、病院までの介助等は障害福祉サービスの給付費で対応している。計画相談支援や一般相談事業所に力を貸していただいている状態である。
委員	現状で十分なのか。今後、親から独立し成人になった方への切れ目のない支援について、本計画のどこに記載があるのか。通院支援でなく、日常以外の突発的な出来事に対応できない方々へはどのような支援体制があり、どう実施していくのか。
障害福祉課	現行計画には、緊急時の対応について区独自の取り組みの記載はない。即答できず恐縮だが、ご意見として承った。実態把握から進めていく。
委員	来院された方は、一人で受診はできていた。親は自立のために1人暮らしを

させているようだ。しかし、熱が出て食事を取ることができずどうすればいいかわからないと思うし、日常的に直面することである。対応が必要ではないのか。

委員長 支援区分によって何らかの福祉サービスを利用できることもあるが、必ずしも全員がそうではなく、個別性がある。様々なケースの方がいる中で困った時にどうすればいいのかというご指摘である。

委員 一時的な問題が起こったときの支援がない。どこにも記載がないため質問した。

委員長 大変個別性がある。生活面でケアを必要としない方の場合、サービスや事業所、窓口と一切つながっていない可能性もある。セルフプランの方の場合も同様である。そういった方々がサービスから漏れていることも想定される。総合相談窓口でワンストップの相談先があると良い。基幹相談支援センターの仕事に加えるなど考えていただき、検討いただきたい。将来的に（仮称）北上野二丁目福祉施設の総合相談窓口につながるような仕組みになれば区民も安心できる。非常に重要なご指摘である。

委員 委員のご意見でもあったことだが、周知に関する課題が解決すればほとんどのことが解決するのではないか。様々な魅力的な取り組みがあるのに届いていない。自身はマーケティングが専門である。マーケティングについて3重丸をイメージしていただきたい。丸の中心が当事者、その一重外が支援者・関係者、一番外側に関わりがない方が入る。一番外側の丸に属性する方は、障害者が何を考え、何に困っているか、考えたことがなければ悪意もない関係のない方である。現在実施している告知は、本人と支援者に向けて行われている。そこに届いていないのであれば、今後は「関係のない人」に認識させることが重要になるのではないか。障害に興味のなかった方に想像力を持たせることから輪が広がるのではないか。委員も仰っていた地域外で被災した場合の援助についても解決するように思う。関係ない方の想像力が豊かになることで支援につながると考える。明確にターゲットを設定し、ターゲットの情報入手方法の精査から周知・啓発が充実することを願っている。

委員長 重要なご意見である。「実施していること」と「届いていること」とでは全く異なる。障害のある方達が地域にいることを知らない方も多い。近所の方を把握していない。計画は策定するが、特定の方だけが知り、必要とする方だけが利用するだけで完結しており、非常に残念である。障害福祉課長も打破しようと取り組んでいることは存じている。

障害福祉課 区としても、伝わらなければどれだけ良い取り組みを実施していても意味

がないと思っており、周知方法は常々課題であると認識している。いかにプッシュ型で伝えるか引き続き検討したい。計画についても、手に取っていただければという思いから、今回から写真やイラストを入れて少しでも分かりやすくなるよう工夫している。できることから実施していくが、皆様に伝わりやすい広報を心がけたい。

委員長 今後も非常に重要な課題である。検討いただきたい。

委員 ヘルプマークの普及も進んできた。先ほども委員からスマートフォンでは困るという意見があったが、災害時にスマートフォンが使えるとは限らない。紙媒体も残す必要がある。災害時、周囲にどのような障害があるか知らせることができれば支援につながる。そのためにもヘルプマークの配布だけでなく、充実と活用方法を議論し広めていきたい。先日、高齢福祉課主催の会議でも二次避難所の話があった。高齢と障害の分野で重なることもあると思うが、別々に二次避難所をつくることを考えているのか教えていただきたい。

障害福祉課 災対福祉部と危機・災害対策課とともに考えている。個別ということではない。

委員 二次避難所に殺到する可能性があるのではないかと。分散させる必要がある。検討いただきたい。

委員長 二次避難所については検討いただきたい。どれだけの人数が殺到するかも含めて、検討材料として考えてほしい。区が作成したヘルプカードの広報も薄れてきている。ヘルプカードの活用をさらにアピールし、援助意識が醸成されるよう方向性を考えていきたい。ヘルプカードが当たり前のように使えると良い。要検討である。

委員 ヘルプカードを見たことはあるが、実際の災害時に周囲に助けていただくにはどうすべきか。一目瞭然でどのような障害であるのか分からなければ助けてもらえない。世界的にみても、日本は困った方に手を差し伸べる国であると聞く。アピールするためには、どのような障害であるか大きく広げようにかぎれば、周りが把握し助けてもらえるのではないかと。問題は、委員のご意見にもあったが、住民が避難所を理解していなければ活用することもできない。住民一人ひとりが、避難所の場所や災害時の対応、基本的な事項を知っていることが最も重要である。

資料1別紙2の112ページ「No. 117 重度障害者等の就労支援」について、実際に通勤支援はどのように行っているのか。自営業者の場合、通勤や職場での身体介護等を行う旨の記載があるが、自営業者として働く事例はどれくらいあるのか。

障害福祉課

ヘルプマークのみでは、どのような支援が必要か分からないといった主旨の質問であると理解したが、台東区ではヘルプマークと併せて、名刺サイズに折りたためるヘルプカードも配布している。必要な支援等を書き込めるようになっているが、書き込むこと自体が負担であることも想定し、今年からヘルプシールを作成した。イラストでどのような障害があるのか分かるように区独自で作成したため、活用していただきたい。しかし、先ほどのご指摘につながるが、ヘルプシールも周知が足りていないということかと思うので周知を検討する。

重度障害者等の就労支援について、視覚障害者団体の方や相談支援事業者の方にニーズを聞いた。実際に該当する方が区内にどれだけいるか把握はできなかったが、ヒアリングの際に数名のニーズがあったため、事業実施に踏み切った。

委員

ヘルプカードについては、開いて大きく見えるようにしていただければより良い。

もう一点の質問、自営業者の方は区内にいるのか。

障害福祉課

視覚障害者の方で、自営業者としてマッサージを行っている方がいる。

委員

「No. 117 重度障害者等の就労支援」で「自営業者」と記載がある趣旨は、これまで障害者雇用納付金あるいは雇用保険の財源のもと事業主に対して助成金が支給され、職場での介助、あるいは通勤に関するサポートについて労働施策の方で助成金が活用できた。しかし、重度障害者の場合は、障害福祉施策で補うことができなかった。数年前、重度障害者の方が国会議員になられたが、国会での活動に対して福祉サービスが使えないことが話題になり、障害福祉サービスも活用できる範囲を広げる流れになっている。「No. 117 重度障害者等の就労支援」は、それらについて今後具体的に検討しようという理解で良いか。そのような趣旨で、本計画に位置付けられていると考える。

障害福祉課

そのとおりである。

委員長

重度障害者の方の就労に目を向けるようになっている。障害の有無に関わらず就職できるよう進んでいる。区としても今度様々な取り組みをつくっていただきたい。

ヘルプカードについては、当事者の方も円滑に使用できるよう考えていただきたい。個人情報保護法により障害者を把握することが非常に難しい。本人が望むことを発信しなければうまく進まない。住むやすい台東区になるよう区民全体の課題である。本協議会から発信していくことも大切である。

委員

大変丁寧に、項目が充実した計画になったと思う。各委員のご意見を聞き、計画に記載が難しい部分にも多様なニーズがあると感じた。大学の授業内で自身に障害があることを想定し、必要なサービスがあるか、自身の住む自治体について検索するという課題を出した。急に体調不良になり子供の面倒を看ることができない場合や自閉症のため外出先で困った場合など、自身の想定で検索した結果のレポートを出してもらったが、サービスについて分かりにくかったといった様々な記載があった。本計画の情報へのアクセスとも異なるが、キーワードで検索した時にどのように区のサービスにアクセスができるのか、障害福祉課の役割ではなく、全省庁的な情報発信の仕組み、あるいは財源の関係かもしれないが、重要である。

資料1別紙2の112ページ「No. 116 就労アセスメント」について、新しいサービスの就労アセスメントを加えていただいた。就労継続支援B型事業所に通う場合に、まずアセスメントを正しく行い、適切であるかを確認することが土台となっている。今回の施策としては、就労継続支援事業に限らず就労移行支援事業も含めて就労系サービス利用者全体を対象としており、ハローワークとも連携し、アセスメント情報をその後の適切な企業選択に役立てる位置づけとなっている。「就労継続支援事業を希望する」ではなく「就労系サービスを希望する」など、幅広く記載した方が本サービスの狙いに合っているのではないかと。小さな修正だが、可能であればお願いしたい。

障害福祉課

修正させていただく。

委員長

障害福祉計画の土台になるが、記載が十分でないところや背後に様々な課題があるところもある。この土台を充実したものとするのが来年度以降の仕事となる。中間のまとめ(案)を最終報告につなげる段階になっている。重要な意見ばかりであるため、対応いただきたい。活発なご議論に感謝申し上げます。

(2) その他について

意見・質問なし